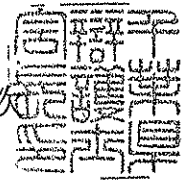


平成23年9月6日

衆議院議長 横路孝弘 殿
参議院議長 西岡武夫 殿
経済産業大臣 鉢呂吉雄 殿
消費者庁長官 福島浩彦 殿
中小企業庁長官 鈴木正徳 殿
法制審議会会長 野村豊弘 殿

千葉県弁護士会

会長 木村龍次



提携リース契約を規制する法律の制定を求める意見書

意見の趣旨

第1 いわゆる提携リース取引におけるリース契約締結に際し、不適正・違法な勧誘が横行し、多数の被害が発生している現状を踏まえ、これを適切に規制する下記内容の立法措置を至急行うことを求める。

記

- 1 以下のような厳格な行政規制を導入すること
 - ① 提携リース契約を業として行う事業者の登録制
 - ② 契約締結時の書面交付義務・重要事項説明義務
 - ③ 役務提供をリース契約の主たる目的とすることの禁止
 - ④ 支払い能力調査義務及び過剰与信の禁止
 - ⑤ 前リース契約の残リース料をリース料に上乗せすることの禁止
 - ⑥ リース物件の市場価格と乖離したリース料設定の禁止
 - ⑦ 不招請勧誘の禁止

2 以下のような民事法上の規制を導入すること

- ① リース会社とサプライヤーとを一体的に取扱い、サプライヤーによる不適正・違法な勧誘をリース会社のそれと同視する規律
- ② 不実の告知・不利益事実の不告知に基づく取消権
- ③ クーリング・オフ

第2 現在、法制審議会において行われている民法（債権法）改正の検討作業において、提携リース被害の実態につき配慮がなされないまま、ファイナンス・リース契約を典型契約として規定することのないよう、慎重な議論を求める。

意見の理由

第1 提携リースの被害実態

1 提携リースとは

提携リース取引とは、リース会社が、提携関係にあるサプライヤー（販売店）に、リース契約締結の勧誘・交渉・申込み手続き代行をさせることを特徴とするファイナンス・リース取引のことをいう。¹

なおここでファイナンス・リース取引とは、ユーザーが企業設備を調達するにあたり、リース会社が目的物をサプライヤーから購入した上でユーザーに貸与し、目的物の調達費用を基礎として定められたリース料を所定の期間分割して支払う取引をいう。

この提携リース取引においては、リース契約の勧誘・契約締結事務のほとんどが、提携サプライヤーに委ねられており、契約の当事者であるリー

¹ リース事業者で構成される社団法人リース事業協会も、このようなリース契約を「提携型リース取引」「小口リース」などと呼び、他のリース契約と区別している（同協会 H17.12.6 付「電話機リースにかかる問題事例の解消を目指して」、H20.11.26 付「小口リース取引にかかる問題事例の解消を目指して」等参照）。

ス会社とユーザーとが接触の機会をほとんど持たないことが特徴である。

2 被害の多発

近年、この提携リースを悪用した被害が多数報告されるようになっていく。

特に目立った被害としては、リース会社と提携したサプライヤーの販売員が、中小零細事業者の自宅や事業所を訪れて、「今使っている電話機はいずれ使えなくなる」「この電話機に交換すれば電話代が安くなる」「(リース料の総額が高くなることを全く告知せずに) 新たなリース契約を結べばリース料が安くなる」などと虚偽や誤解を生ぜしめる内容の勧誘を行い、また長時間事業所に居座るなどの悪質な訪問勧誘販売を行い、正常な物件価格を大幅に上回る価格をリース料として設定して契約を締結させ、不必要な物件を契約させるといった電話機リースの被害が多発した。

また警備機器やホームページ作成用のソフトウェア等をリース物件としながら、実質的には、そのメンテナンスや警備業務、ホームページ作成等のサプライヤーによる役務提供を目的とする契約が締結され、しかもその役務提供未了のうちにサプライヤーが倒産するなどといった事例も頻発している。

3 提携リースの構造的問題

① 中小零細事業者に対する訪問販売等により締結されること

そもそも本来的なファイナンス・リース取引においては、ユーザーが自らの事業に使用する機器等について導入の必要性を感じ、サプライヤーと価格を含めて協議を行い、与信を得るいくつかの選択肢の中からリース契約を選択するという契約締結過程をたどる。そのため、ユーザーは当該機器等の必要性についても、リース契約という契約形態をとることも、またリース料の相当性についても十分に検討し、了解しているのが通常である。

しかし提携リース取引においては、訪問販売の方法により突然訪れた

サプライヤーの販売員が、前述のような詐欺的勧誘によってリース契約を締結させることが多く、ユーザーが機器の必要性リース料の相当性につき十分な考慮をしないまま、これらにつき誤信してリース契約を締結してしまうという事態が発生する。

後にユーザーが当該機器を導入する必要がなかったことや、リース料が不当に高額であることに気付く、リース契約の解約・取り消しを申し出ても、リース会社は、「サプライヤーの勧誘行為はリース会社には無関係である」「リース契約上、中途解約は認められない」「当該顧客は事業者であるから、特定商取引法は適用されず、クーリング・オフは認められない」などとして、解約・取り消しに応じようとしない。そのため、ユーザーにはリース料債務の負担を負わされ、他方、詐欺的勧誘をしたサプライヤーは売買代金をリース会社から得たまま代金返還を求められることはない。

このように、提携リース取引が、小規模ないし零細であって実質的に消費者同然の事業者を対象とした詐欺的商法の道具として利用されている実態があるのである。

② サプライヤーによる役務提供の対価がリース料に含まれ得ること

近年、実質的にはサプライヤーによるホームページ作成という役務提供を目的としながら、形式的にはホームページ作成用のソフトウェア(数万円程度で市販されているホームページ作成ソフトと機能的に差のないもの)をリース物件としたリース契約を装って、100万円を超えるような高額なリース料を定めて契約する事例が頻発している。

また同様に、実質的には警備契約という役務提供を目的としながら、形式的には安価な警備機器(防犯カメラ、警報機等)等をリース物件とするリース契約を装い、高額なリース料を定めて契約する事例も発生している。

これらの場合、サプライヤーは、その提供する役務がいかに利益のあ

るものかを説明し、リース契約の勧誘をするため、ユーザーは月額リース料の負担を役務提供の対価であると誤認する。しかし、サプライヤーによる役務提供が不履行に陥った場合に、ユーザーがリース料の支払い許否や契約の解除等を申し入れると、リース会社は「リースの対象に役務は含まれない。附帯する役務提供の有無にかかわらずリース物件の引き渡しが行われている以上ユーザーがリース料債務を負担するのは当然である」などと主張し、リース料の支払いを請求する。ユーザーは、そもそも契約を締結した目的である役務提供が受けられないにもかかわらず、なおリース料の負担を負い続けるのである。

これらの事例が生じる原因は、提携リース取引の特徴である、勧誘行為をリース会社ではなくサプライヤーが代行すること、リース契約の対象に役務提供が含まれないことなどリース契約そのものに対するユーザーの知識が乏しいことに求められる。

③ リース会社とサプライヤーが共存共栄関係にあること

提携リース取引において、サプライヤーには、リース会社からリース物件の売買代金を一括で取得するというメリットがある。

他方、リース会社もまた、中途解約の禁止や抗弁の切断といったリース契約の法形式上のメリットを享受することになる。リース契約締結後、ユーザーが契約の解約や取り消し等の主張をしても、リース会社は「契約上中途解約は禁止されている」「サプライヤーの勧誘行為はリース会社とは無関係である」「事業者たるユーザーには特定商取引法上のクーリング・オフは認められない」などとして、これを拒絶しうるのである。

このように提携リース取引においては、ユーザーの権利主張の機会が制限される反面、サプライヤーとリース会社とがともにその法形式によるメリットを享受し、いわば共存共栄の関係にある。そのため、リース会社がサプライヤーの行き過ぎた勧誘を抑制することも期待できず、結果、このような提携リース取引の構造がリース被害の拡大を招いている

のが実情である。

第2 規制立法の必要性・許容性

1 必要性

上述したような被害を救済するために、訴訟において、ユーザー側は、①錯誤無効（民法95条）、②特定商取引法上のクーリング・オフ、③詐欺取消（民法96条1項、2項）、④公序良俗違反（民法90条）、⑤リース会社の安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求（債務不履行：民法415条、不法行為：民法709条、715条）など、様々な主張を行っている。

しかし、これらの主張は方解釈上及び立証上困難な面もあり、裁判所の判断によっては認められないことも少なくない。現状、提携リース取引による被害の司法的救済には限界があると言わざるを得ない。

そこで、提携リース取引におけるリース会社とサプライヤーの関係及びこれに基づくリース会社が負うべき義務等については、立法により明確化され、上記被害が生じないよう一定の規制を課す必要がある

2 許容性

提携リース取引においては、サプライヤーは、リース会社の媒介者ないしは契約交渉・締結補助者の地位にある。裁判例²も、リース会社は「リース契約の勧誘から締結に至るまで、サプライヤーの従業員をいわば手足として利用している」などと指摘している。

そうだとすれば、そのようなサプライヤーがした違法・不当な勧誘等については、リース会社が自らこれを行ったものと同視されてもやむを得ない実態があるというべきである。またリース会社は、サプライヤーと提携することにより、自社の営業範囲を広げ、利益を拡大しているのであるから、いわゆる報償責任の見地からも、前記のような前記のような規制が許容されるべきである。

² 名古屋高裁平成19年11月19日判決・判時2010号74頁

また、提携リース取引の典型的被害者は、中小ないし零細な事業者であり実質的には消費者同然の者であるという実態に鑑みれば、サプライヤー及びリース会社との情報力・交渉力の格差があることは否定できない。従って、事業者間の取引であっても、不招請勧誘・訪問販売による不意打ち的な勧誘や、不実の告知・不利益事実の不告知による勧誘に基づく契約締結は、もはや契約自由の原則を逸脱しており、法的規制が許容される。

第3 規制立法の具体的内容

1 立法を求める行政規制の具体的な内容

① 提携リース契約を業として行う事業者の登録制

提携リース取引を業として行うには、経済産業省又は消費者庁への登録をすることを要するものとし、報告義務、立入検査、業務改善命令等の行政監督権限に服することとすべきである。

② 契約締結時の書面交付義務・需要事項説明義務

リース会社及びサプライヤーは、契約締結時の書面交付義務を負い、当該書面には、a リース物件の名称及びその価格（附帯する損害保険費用や設置・設定のための費用等がある場合にはその内容及び価格）、b リース料率、c 中途解約の可否、d 次項で述べるものなど民事ルール内容等を明示し、その内容につき説明義務を負うこととすべきである。

③ 役務提供をリース契約の主たる目的とすることの禁止

実質的には役務提供を主たる目的としながら、廉価なリース物件に高額なリース料を設定し、形式上はリース契約の法形式をとるような契約を締結すること、すなわち、役務提供をリース契約の主たる目的とすることを禁止すべきである。

④ 支払い能力調査義務及び過剰与信の禁止

多くが中小零細事業者であるユーザーにとって、その資料に鑑みると不相当に高額なリース契約が締結されていたり、リース物件がユーザーにとって質的・量的に過剰であるリース契約が締結されているなどのト

ラブルが後を絶えない。そこで、これを未然に防止するため、リース会社はユーザーの支払い能力調査義務を負い、その能力を超える契約やユーザーにとって質的・量的に過剰なリース契約が締結されないよう配慮する義務を負うこととすべきである。

⑤ 前リース契約の残リース料をリース料に上乗せすることの禁止

リース取引において、リース契約期間中に、新しい物件が必要になった場合、前のリース契約の残リース料を新しいリース契約に上乗せする手法が用いられるケースが多々見られる。提携リース取引においては、この手法が悪用され、リース物件に何の問題もないのに、その入れ替えを勧められ、次々と契約を組ませる手法が横行している。この際、サプライヤーの販売員は「前のリース契約はこちらで精算しておきます」などと虚偽的文言（実際には、残リース料相当の解約精算金額が次のリース契約のリース料に上乗せされるため、いずれもユーザーが負担することになる）を用いて勧誘する事例が多発している。

このような上乗せは、実質的にはリースの名の下に貸金を行っている（後リース会社が前リースの残リース料をユーザーに貸し付けている）に等しく、リース料名目の利息に更なる利息負担を課していることにもなるため、禁止すべきである。

⑥ リース物件の市場価格と乖離したリース料設定の禁止

提携リース取引においては、悪質なサプライヤーが、中古品等のリース物件を廉価で仕入れて、高値でリース会社に売却する例が多く、結果、市場価格と乖離したリース料が設定される事例が多発している。

リース会社はサプライヤーとの提携関係において、リース物件の市場価格を容易に把握し、適正な与信を行いうる立場にあり、また自主規制団体においても、不適正なリース条件を排除することとしている。³

³ 前記社団法人リース事業協会 H17.12.6 付「電話機リースにかかる問題事例の解消を目指して」、H20.11.26 付「小口リース取引にかかる問題事例の解消を目指して」

従って、リース会社にリース物件の市場価格を調査する義務を負わせた上、これを乖離したリース料の設定を禁止すべきである。

⑦ 不招請勧誘の禁止

提携リース取引による被害事例の大部分は、ユーザー自らサプライヤーの訪問を招請したのではなく、サプライヤー側からの不招請勧誘に端を発して契約を締結している。かかる不意打ち的な勧誘に基づき、ユーザーが契約内容につき十分な考慮をする機会を与えられないまま契約が締結される事例が頻発している。

従って、かかる不招請勧誘を禁止すべきである。

2 立法を求める民事法上の規制の具体的な内容

① リース会社とサプライヤーとを一体的に取扱い、サプライヤーによる不適正・違法な勧誘をリース会社のそれと同視する規律

サプライヤーによる違法・不当な勧誘行為等があった場合には、これをリース会社の行為と同視し、ユーザーは、リース会社の知不知にかかわらず、リース契約の詐欺取り消し、錯誤無効等の主張をしうることを明示的に規定すべきである。

② 不実の告知・不利益事実の不告知に基づく取消権

提携リース取引による被害事例の多くにおいて、消費者と同視しうるような中小零細事業者が被害者となっているため、前記①の民法上の抗弁だけでは民事ルールとして十分ではなく、不実の告知・不利益事実の不告知を理由とした取消権を規定すべきである。

③ クーリング・オフ

不招請勧誘、訪問販売による勧誘等により締結されたリース契約については、ユーザーが前項②で述べた書面を受領した後相当期間は、ユーザーの熟慮期間とし、リース契約のクーリング・オフを認めるべきである。

第4 民法（債権法）改正との関係

現在、法制審議会において、民法（債権法）改正に向けた議論が行われており、ファイナンス・リース契約を新たな典型契約として規定することの要否が検討されている。そして、民法（債権法）改正検討委員会が作成した「債権法改正の基本指針」においては、ファイナンス・リースを典型契約として民法典に規定するとの提案がなされている。

しかしながら、「債権法改正の基本指針」には、リース契約の基本型のみが記載されているだけで、記述のような提携リース取引の問題性については何ら考慮されておらず、立法として極めて不十分と言わざるを得ない。ややもすると、リース契約にお墨付きを与え、提携リース取引による被害発生を容認することにもつながりかねない。

そこで、仮にリース契約を民法（債権法）の改正作業において立法化するのであれば、少なくとも本意見書で述べるような提携リース取引による被害実態につき慎重な検討をした上で、これを踏まえた立法がなされるべきである。

以上